

児童センターとは



地域社会の子どもたちに健全で楽しい遊び場を与え、心身の発達向上を図るとともに、母親クラブ等の地域組織の育成助長を目的とする屋内型の施設です。館内には遊具（児童センターには、体力増進のための機器）が備え付けてあり、専任の職員が地域の子どもを対象に遊びの指導を行っています。

また、子育ての悩みや子ども自身の悩みなど、いろいろな相談を受け付けています。お気軽にご相談ください。

児童センターでの



おやくそく

- 未就学児のお子様は、保護者と一緒にご利用ください。また、保護者の方は、活動中にけがや誤飲等が起こらないようお子様から目を離さないようご注意ください。
- 小学生以上は、子どもたちだけで遊戯室、図書コーナーを利用することができますが、その場合は、以下の約束事をお守りください。
 - 1) 登録カードを提出し、受付で名前、来館時間、帰宅時間を記入しましょう。
 - 2) センター内の遊具を使って過ごしましょう。使用後は元の場所に返しましょう。
 - 3) 大事なもの（ゲーム、お金など）は持ってこないようにしましょう。
 - 4) 事故やけがにつながる危険な遊びはやめましょう。
 - 5) 公共のマナーを守るとともに、常に

利用する全ての友だちが気持ちよく遊べるような方法を考えましょう。

- 6) 駐車場での危険な行為はやめましょう。周辺道路を通行する際は、周りをよく見て事故が起こらないよう気をつけましょう。

登録カードについて



平成 25 年 8 月 1 日から、小学生以上の児童の利用の際に、「登録カード」の提出が必要となりました。登録カードは、児童の緊急時の連絡先を児童館に登録するもので、緊急時の連絡以外には使用いたしません。正確な連絡先把握のため、小学生の登録カードにつきましては、保護者の方がご記入いただきますようお願いいたします。

登録カードは、児童の利用児童館を限定するものではありませんが、それぞれの館で登録カードの提出が必要となります。登録カードは、児童が 19 歳になる年に破棄いたします。登録内容に変更がある場合は、お手数ですが再度登録をお願いいたします。

警報発令時の注意事項



午前 7 時に警報が発令されている場合、児童センターは 1 日休館となります。警報が解除になった場合もその日は開館しません。また開館中に警報が発令された場合、来館している児童は施設内で待機し、保護者の方の引き取りとなりますのでお迎えをお願いします。